

国王尚元の、赴京の官員の接回のため使者馬南比等を遣わす

執照（一五六八、二、二三）

琉球国中山王尚元、朝京の官員を接回する事の為にす。

本国は嘉靖四十六年（一五六七）に貢期に適當すれば、特に長史・使者・都通事等の官を差つかわし、本国の小船二隻に坐駕し、共に礼儀を載して進貢し謝恩せしむ。福建布政使司の、例に照らし、て摘発し、先に回国せしむるを蒙る。今、照らすに、原差もとわせる使者巫応蘇・都通事鄭禄、併びに人伴進宝等は、表を齎して京に赴けば船無く以て回国し難し。此の為に今、特に使者・都通事の馬南比・沈文等を遣わし、字字三十五号半印勘合執照を給付し、夷梢を率領し、本国の小船一隻を撐駕し、福建等の地方に前去し、使者巫応蘇等を接回して回国せしむ。如し経過の関津把隘とこらの去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬南比

都通事一員 沈文

人伴五名

管船直庫 馬舞也

梢水共に六十七名

隆慶二年（一五六八）二月二十三日

右の執照は都通事沈文等に付し、此れに准ぜしむ

朝京の官員を接回する事の為にす 執照

1-31-03

国王尚元の、皇帝と皇太子への進貢慶賀のため王舅毛廉等を遣わす執照（一五六九、二、一五）

琉球国中山王尚元、進貢、慶賀等の事の為にす。

今、特に王舅毛廉を遣わし、長史蔡朝器等と共に表箋文各一通を慶捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬二匹・硫黄六千斤、並びに金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・鍍金銅結束紅漆靶鞞刀一十六把・鍍金銅結束紅漆鞞沙魚皮靶腰刀一十把・蘇木五百斤を装載し、京に赴き御前に進賀し、又、金結束黒漆鞞沙魚皮靶腰刀二把・鍍金銅結束紅漆靶鞞刀一十二把・鍍金銅結束紅漆鞞沙魚皮靶腰刀一十把・両面泥金扇一百把・一面泥金扇一百把は正位東宮に進賀す。所扱よりて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、字字三十七号半印勘合執照を給して存留在船通事鄭祐・蔡朝俊等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘とこらの去処及び沿海巡